



2010年5月20日

各位

会社名 新和海運株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉浦 哲
(コード番号 9110 東証・大証・名証各第一部、福証)
問合せ先 執行役員総務グループリーダー
横溝 豊彦
(TEL . 03-5290-6219)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を2010年6月25日開催予定の第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社は、本日付「新和海運株式会社と日鉄海運株式会社の合併契約締結について」にてお知らせいたしましたとおり、2010年10月1日(予定)を効力発生日として、日鉄海運株式会社と合併(以下、「本合併」といいます。)いたしますので、これに伴い、当社の定款につき、以下の規定を変更、新設、並びに削除するものであります。

- (1) 変更案第1条(商号)
商号を新たに「NS ユナイテッド海運株式会社(英語表記: NS United Kaiun Kaisha, Ltd.)」に変更するものであります。
- (2) 変更案第2条(目的)
当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、事業目的を一部削除するものであります。
- (3) 変更案第5条(公告方法)
株主の皆様への周知性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (4) 現行定款第7条(自己の株式の取得)
変更案第42条(剰余金の配当等の決定機関)の新設に伴い、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。
- (5) 変更案第8条2項(単元未満株主の権利)
株主の皆様への更なるサービス向上を目的とし、単元未満株式買増制度を追加するものであります。
- (6) 変更案第14条(招集権者及び議長)
取締役社長の機能と責任を明確化し、業務執行の迅速化を図るため、株主総会における招集権者及び議長を取締役社長のみに変更するものであります。
- (7) 変更案第26条及び第37条(取締役・監査役の責任免除・責任限定契約)
取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、法令で定める限度額の範囲内で、取締役会の決議をもってその責任を免除することが可能となる規定を、また、社外取締役及び社外監査役が、期待される役割を十分に発揮できるように、責任限定契約を締結することが可能となる規定を新設するものであります。

- (8) 変更案第 42 条（剰余金の配当等の決定機関）
機動的な配当政策及び資本政策を可能とするため、剰余金の配当及び自己株式の取得等を取締役会決議により行うことが可能となる規定を新設するものであります。
- (9) その他、上記変更に伴う条数、号数の変更、並びに現行定款を全般的に見直して、必要な規程の加除・修正、表現の一部変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（商号） 第 1 条 本社は新和海運株式会社と称する。</p> <p>2. 前項の商号は英文では <u>Shinwa Kaiun Kaisha, Ltd.</u> と表示する。</p>	<p>（商号） 第 1 条 本社は <u>NS ユナイテッド海運株式会社</u> と称する。</p> <p>2. 前項の商号は英文では <u>NS United Kaiun Kaisha, Ltd.</u> と表示する。</p>
<p>（目的） 第 2 条 本社は次の事業を営むことを目的とする。 （ 1 ）から（ 7 ）（条文記載省略） <u>（ 8 ） 建築用資材、建物用昇降機、油類、塗料、農工業用機械、家庭用電気製品、衣料品、食料品、日用品雑貨の販売</u> <u>（ 9 ） 気缶、外燃機関・内燃機関及び発電機の販売据付、修理及び保守整備</u> （ 10 ） 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 （ 11 ） 労働者派遣事業 （ 12 ） 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務 <u>（ 13 ） 旅行業法に基づく旅行業</u> <u>（ 14 ） 他の事業に対する投資、金銭の貸付及び債務保証</u> （ 15 ） 前各号に附帯し又は関連する事業</p>	<p>（目的） 第 2 条 本社は次の事業を営むことを目的とする。 （ 1 ）から（ 7 ）（現行どおり） （ 削 除 ） （ 削 除 ） （ 8 ） 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 （ 9 ） 労働者派遣事業 （ 10 ） 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務 （ 削 除 ） （ 削 除 ） （ 11 ） 前各号に附帯し又は関連する事業</p>
<p>（公告方法） 第 5 条 本社の公告は東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>（公告方法） 第 5 条 本社の公告は <u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、</u>東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。</p>
<p>（自己の株式の取得） 第 7 条 本社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>（ 削 除 ）</p>
<p>（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第 8 条 （条文記載省略）</p>	<p>（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第 7 条 （現行どおり）</p>
<p>（単元未満株主の権利） 第 9 条 （条文記載省略） （新 設）</p>	<p>（単元未満株主の権利） 第 8 条 （現行どおり） 2. <u>本社の単元未満株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。</u></p>
<p>（株式取扱規程） 第 10 条 （条文記載省略）</p>	<p>（株式取扱規程） 第 9 条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文記載省略)</p> <p>2. (条文記載省略)</p> <p>3. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。</p>
<p>第12条から第13条 (条文記載省略)</p>	<p>第11条から第12条 (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第16条から第26条 (条文記載省略)</p>	<p>第15条から第25条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除・責任限定契約)</p> <p>第26条 本会社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、法令の定めるところに従い、社外取締役との間で、当該社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除・責任限定契約)</p> <p>第37条 本会社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、法令の定めるところに従い、社外監査役との間で、当該社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p>
<p>第37条から第40条 (条文記載省略)</p>	<p>第38条から第41条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第42条 本会社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第41条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を<u>支払</u>う。</p> <p>2. (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第43条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を<u>する</u>ことができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>本会社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息を</u>つけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 配当金が、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 配当金には利息をつけない。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2010年6月25日(金)予定

定款変更の効力発生日

2010年10月1日(金)予定

以 上